

中標津町「牛乳で乾杯条例紹介」「牛乳消費拡大」アイデアコンテスト 募集要項

1. 目的

町民から「牛乳で乾杯条例紹介」や「牛乳消費拡大」のアイデアを募集し、実施することで、町民の牛乳消費への関心をより高めるとともに、更なる牛乳消費拡大を目的とする。

2. 募集内容

「牛乳で乾杯条例（正式名称：中標津町牛乳消費拡大応援条例）」が令和5年度で制定10年目となり令和6年度で10周年を迎えます。10周年記念事業に向けて「牛乳で乾杯条例紹介」や「牛乳消費拡大」の効果的な取り組みのアイデアを町民の皆さんから募集します。

※双方ともアイデアを基にした事業を令和6年度（時期は未定）に実施します。

3. 主催等

主催：中標津町牛乳消費拡大推進委員会

後援：中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合

4. 応募対象者

中標津町民。

5. 参加費

無料。ただし、応募に関する一切の費用は応募者の自己負担とします。

6. 審査基準

以下の基準に沿って総合的に審査を行います。

- ・実現性
- ・波及および消費拡大効果

※審査結果に対する個別の問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

7. 表彰

「牛乳で乾杯条例紹介」、「牛乳消費拡大」共に優秀アイデア（金・銀・銅の各賞）には令和5年度中に乳製品を贈呈します。

8. 応募期間

令和5年4月10日（月）～6月30日（金）※当日消印有効

9. 応募受付

①所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、上記期間中に中標津町牛乳消費拡大推進委員会事務局（役場農林課畜産係）へ持参（8時30分～17時15分の間で土・日・祝日を除く）、またはメール（chikusan@nakashibetsu.jp）、FAX（73-5333）、郵送にてご応募ください。

②所定の応募用紙は町ホームページよりダウンロード出来るほか、役場農林課窓口、計根別支所、あるる、Aマートけねべつに設置しており、そこでの応募も可能です。

※複数点応募される場合は、アイデアごとに提出してください。

※応募は日本語で行ってください。

※18歳未満の方は、保護者の同意を得たうえで応募してください。

10. 注意事項

- ・応募いただいた時点で、この募集要項に記載の諸条件に同意いただいたとみなします。
- ・自作で未発表のものとしてください。
- ・提出いただいた書類等は返却致しませんのでご了承ください。
- ・応募いただいた個人情報等は当該事業の目的以外は使用しません。
- ・応募アイデアの知的財産権は応募者に帰属します。応募にあたっては、必要に応じて応募者自身で権利保護等の措置を取ってください。応募アイデアの使用にかかる権利の一切は主催者が優先保持します。なお、使用等にあたり応募アイデアに変更、修正を加えることがあります。
- ・商標権等の知的財産権に問題が生じた場合は、入賞を取り消す場合があります。また、応募アイデアなどが第三者の著作権や肖像権等を侵害しているために、応募アイデアの使用について、主催者が第三者から損害賠償請求等を受けるなどのトラブルが生じた場合には、応募者がこれによって生じた一切の責任、費用を負うものとします。町は一切の責任を負いません。
- ・優秀アイデアは広報・PRなどに広く活用させていただきます。
- ・応募内容に不備がある場合は、応募は無効とします。
- ・応募内容等に盗作や虚偽の事実が判明した場合は、受賞の取り消しおよび賞品の返還を求めることがあります。
- ・事務局から必要に応じて連絡させていただくことがあります。
- ・主催者の判断により参加を認めない場合があります。

11. 問い合わせ先（中標津町牛乳消費拡大推進委員会事務局）

中標津町役場経済部農林課畜産係

電 話 0153-73-3111（内線373）

メール chikusan@nakashibetsu.jp

【『牛乳で乾杯条例』とは】

宴会などの際、牛乳で乾杯することにより牛乳の消費拡大を目指し制定された条例で、正式名称は「中標津町牛乳消費拡大応援条例」。2014年4月1日より施行しております。全国の自治体で地酒などの乾杯条例制定が進んでおりますが、牛乳は中標津町が初めて制定いたしました。

